

東京都台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（第51回） 議事録

日時：令和4年11月21日（月）10：00～

於：区役所庁議室

【出席者】

（委員）

巻会長、畑副会長、青田委員、矢野委員、涌井委員、浦井委員、和泉委員

（関係課）

諮問第132号【情報政策課】田畑課長、山下係長（※）

諮問第133号【危機・災害対策課】櫻井課長、多田係長

諮問第134号【総務課】越智課長、増田係長、清水係長、庄司主任

諮問第135号【総務課】越智課長、増田係長、清水係長、庄司主任

報告第95号【総務課】越智課長、増田係長、清水係長、庄司主任

報告第96号【総務課】越智課長、増田係長、清水係長、庄司主任

報告第97号【総務課】越智課長、増田係長、清水係長、庄司主任

※ 協議課：【情報システム課】落合課長、奥山係長

（事務局）

【総務課】越智課長、増田係長、清水係長、庄司主任

【欠席者】

（委員） 政木委員

【諮問事項及び報告事項】 以下のとおり

【諮問第132号】申請管理システムを利用したぴったりサービスの電子申請に係る電子計算組織の回線結合について

（事務局より概要について説明）

涌井委員 諮問書項番5「他区の状況」について、この事業は国の施策だと思いますが、市町村にも全て導入されるのでしょうか。

情報政策課長 全国共通のものになりますので、23区に限らず、他自治体においても全国統一でオンラインを使つての手続きを開始する予定となっております。

巻会長 他にご質問等ございますか。

（特になし）

巻会長 本諮問事項については、導入目的についても適正なもので、取り扱う個人情報につきましても、条例上の収集禁止情報を扱わないとのこと、また、システム上のセキュリティ対策も講じられていて、国が示す標準仕様にに基づき他自治体でも同様のシステムを導入するものです。

委員の皆様からも特に異論がないということなので、諮問第132号については、「諮問のとおり異議なし」との答申とし、その作成は事務局に一任することにしたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

巻会長 ありがとうございます。それでは、本件については、そのように決定いたします。

【諮問第133号】災害時等におけるドローンを活用した情報収集に伴う個人情報の本人外収集について

(事務局より概要について説明)

和泉委員 6ヶ所8台のカメラでモニタリングしているのは分かりますが、未だに江戸時代のように火の見やぐらから覗いているだけという現状に驚いています。災害があったからそこにドローンを飛ばしていくということはよく分かるのですが、発災した原因を考えると、韓国の事故(梨泰院での雑踏事故)の場合でもそうだったように、SNSに情報が結構出てくるので、そこからの情報収集ができるのではないのでしょうか。(区内で火災が発生した際に)危機・災害対策課長から火災情報をいただくこともありますが、その連絡をもらう頃にはSNSに「ここで今火事が起きて通行止めになっている」など火災に関する情報が出てきています。

(区として)そういうのをチェックする人員を割いていないのですか。

危機・災害対策課長 区では災害時に情報収集する班というものを配置しますが、いわゆるSNSの監視等の人員配置については、現状想定していない状況でございます。

和泉委員 様々なツールがありますから、これからはある程度そういうことも視野に入れて、火の見やぐらで見ているだけではなくて、そういうのを見る人間もいた方がよろしいかと思しますので、一応申し上げておきます。

個人情報については、テレビ局の撮影許可などしっかり許可を取ってからでないとは放映しない場合もありますが、有事の場合はある程度ご理解いただけるとは思います。そっちの方向についてもう少し考えていただきたいと思えます。

浦井委員 記録映像が一時的にPC端末に保存され、元データは削除されるということについて、基本的なことではありますが、念のため確認させていただきたいと思えます。これ

は、どのレベルまでの削除になるのでしょうか。復元ソフトなどを使用すれば、復元できてしまうと思います。完全削除なのか、あるいはごみ箱フォルダに入れるなどして削除するだけなのでしょうか。ゴミ箱に入れるだけだと絶対復元できてしまうと思います。どこまでの削除を想定しているのでしょうか。

危機・災害対策課長 テクニク的な部分も含め関係課と協議して、完全削除の方向で進めたいと考えています。

浦井委員 是非よろしくをお願いします。

畑副会長 今のご質問の続きなのですが、今回民間の事業者で撮影した記録媒体を用いて映像データを区のPC 端末に入れて、それをまた区の記録媒体に移して、パソコンのデータを削除するという流れでしたけど、区のパソコン端末にデータを入れる理由を教えてください。

危機・災害対策係長 協定先からデータが送られるときに、受けるものとして一時的にパソコンに保存し、そこから区のSD カードに移すという作業をさせていただきたいと考えています。

畑副会長 そうすると、事業者から提供を受けたSD カードは、事業者に戻すことになるのでしょうか。

危機・災害対策係長 戻します。

危機・災害対策課長 まず流れとしまして、原則、事業者から記録映像を保存したSD カードを提供いただきます。確かにお互いのパソコン同士で、データとして移すことも可能ですが、区には災害情報システム用のパソコンがあり、災害時の即時性からも、そのパソコンに落とし込んだ方が、データのやりとりが円滑に行くという部分もあるのではないかとということで想定しています。

しかしながら、機械（ハード）の関係なのですが、SD カードのロットがないものもございまして、想定としましては、データ送信とSD カードでの提供の2通りで考えているというふうに思っていただけだと思います。

畑副会長 あともう一つ、さっき和泉委員からご質問あった部分に関連して、今回ドローンを飛ばすということですが、イメージ的に言うと例えば、東京で直下型地震が起きたとして、それからこういったタイミングでドローンを飛ばすのでしょうか。

危機・災害対策課長 協定はこれから結ぶのですが、現状は、災害が発生した後に、区の方から事業者の方に連絡をして、チームを派遣していただき、場所は浅草を想定して飛ばしていただくことになっています。発災後大体4時間以内には要請し、来ていただいて飛ばすというふうなことを考えております。

畑副会長 ありがとうございます。

浦井委員 民間事業者の方が提供してきたSDカードの情報を入れて、そのSDカードが事業者に戻るということなのですが。民間事業者に対する秘密保持を義務づけているのですが、これは民間事業者に対して最終的にデータを消去させるのか、それとも取っておかせたいのか、どう考えているのでしょうか。区の方で何かあった時のバックアップ用として保持してもらうのか、そうでなければ削除されるのかが気になります。やはり秘密保持とは言え、何年も経った後でも情報が出てしまう可能性があるのは怖いと思うので、そのあたりをどう考えているのでしょうか。

危機・災害対策課長 協定先の事業者とは、これから協定を結ぶことになっているのですが、この秘密保持の部分に関して、現在、台東区側で持っているデータにつきましては、個人情報が入る部分の編集をして、その部分を削除したデータを保管するというふうに考えています。同様に事業者の方のデータも、区と同じ形式でデータを保持していただきたいと伝えて参ります。区と同じ中身をお互いに保持するという形になります。

浦井委員 それは上書きするというのでしょうか。何となくイメージとしては、その部分を削除しても元は残ってしまうのではないかと思います。そこは区で上書きして事業者に戻すということでしょうか。

危機・災害対策課長 はい、同じデータを持つようにしていきます。

浦井委員 ありがとうございます。

和泉委員 確認していいですか。東日本大震災の時や、様々な災害のときに、テレビ局が放映するじゃないですか。ニュース映像で流れて、結構顔がしっかり分かったりするじゃないですか。区の今回のこのシステムっていうのは、絶対業者は流せないし、区も流さないというふうに考えていいのですか。

危機・災害対策課長 災害時に流す時には、当然その撮ったデータを流すのですが、災害がある程度落ち着いてきた後に、個人が判別できるような部分につきましては、編集をして削除します。そして、その後の状態の映像を保存しておくというのは考えています。

和泉委員 保存するのは分かるのですが、その映像が区役所からメディアに流れないですよ、ね、という確認です。

危機・災害対策課長 流れません。提供はいたしません。

巻会長 他にご質問等がございますでしょうか。
(特になし)

巻会長 本諮問事項は、個人情報の本人外収集というわけですがけれども、目的が非常に重要なもので、個人情報に関するセキュリティにつきましては先ほど委員の方々からご質問いただいて、回答をいただいたように、必要な処理をした上で、セキュリティを万全にし、民間事業者についても、秘密保持を義務付けるということです。また、他区においても、7区で同様の協定書を締結しているということでもありますので、承認ということでしょうか。
(異議なしの声)

巻会長 それでは、諮問第133号については、「諮問のとおりで異議なし」との答申とし、その作成は事務局に一任することにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。
(異議なしの声)

巻会長 ありがとうございます。それでは、本件については、そのように決定いたします。

【諮問第134号】個人情報の保護に関する法律の改正に伴う東京都台東区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について

(事務局より概要について説明)

巻会長 個人情報に関する法律が一本化され、自治体に関係する部分も、令和5年4月1日に施行されることから、本区においても関係条例の整備を行う必要があるということで、本区の個人情報保護に関する主な制度変更についてご説明いただきました。ご質問などございますでしょうか。

基本的には法律に合わせるということだと思っておりますけれども、どなたかご質問ありますでしょうか。

畑副会長 諮問書別紙1の3ページになるのですが、その4つの項目(外部提供等含め)がございまして、新制度では、本人通知義務は、法の要件の上乗せにあたり不適切であるため、廃止という記載があるのですけれども、すいません、これの原文というか、根拠になかなかとり着けなかったものですから、もともとの文章でいうと、これは本人通知義

務に限定するお話ではなくて、今回の個人情報保護法の改正に基づけば、不必要に法の要件の上乗せをする必要がないだろうというのが個人情報保護委員会の見解なのか、あるいは今回のそれぞれの4項目について個人情報保護委員会のご見解があるのか、そのところを教えていただきたいです。

総務課担当係長 施行条例案を策定するに当たりまして、なるべく現行の制度を維持するような形で検討しておりました。その中で、本人通知義務というのを現在条例で定めている中、施行条例においてもこれを定めることができるのかどうかについて疑義が生じたものですから、個別に目的外利用と外部提供について、そういった要件を定めることができるのかどうかと個人情報保護委員会に照会をかけました。そうしたところ、ここに記載の通り法の要件の上乗せで不適切である、との回答をいただいたところでございます。

畑副会長 ありがとうございます。なかなかいろいろ当たったのですが、ここにたどり着かなかったのですから確認したいなと思い質問しました。

あともう一つだけ、すいません。

こちらの運営審議会に何年か出席をさせていただき、区民の皆さんからいろんなご意見も出て、皆さん真剣に審議にあたっているなというふうに感じていますが、これからは運営審議会というのは、ほぼ開かれなくなるということになるのでしょうか。今回の条例案からすると、なかなかもう開かれないうのかなと思いました。法律施行条例の第10条では、「専門的な知見に基づき意見を聞くことが特に必要であると認められるときは、諮問することができる」ということで、「諮問しなければならない」でもないですし、「必要がある」ときでもなくて、「特に必要がある」という記載になっておりますけれども、これは他区も同じような規定の仕方になっているのでしょうか。

総務課担当係長 この条文は、「こういった場合には、条例に規定をすれば、運営審議会に諮問することができる」というふうに、個人情報保護法上に規定が置かれているものから、基本的には他自治体におきましても同様の規定になっているかと思えます。副会長おっしゃるように、本日諮問させていただいた回線結合や、本人外収集だとか、そういった部分については、諮問することが法律上でできなくなるものですから、諮問内容自体は、新たな個人情報保護制度におきましては、今より縮小という形にはなってしまうかと思えます。

情報公開制度については、重要事項というのが運営審議会の諮問事項になっております。あとは、特定個人情報保護評価の第三者点検におきましては、継続して諮問をさせていただく予定になっております。また、報告事項ということで、例年報告をさせていただいているところですが、そういったところにつきましては引き続きご報告をして、皆様からご意見等いただきたいと考えてございます。

畑副会長 ありがとうございます。

巻会長 他にご質問等はございますでしょうか。
(特になし)

巻会長 本諮問事項につきましては、法律の施行条例ということで、基本的には法律で決ま
っていて裁量がないということです。また、運営審議会の所管事項について変更がござい
ますけれども、畑副会長のご質問について事務局からご回答いただいたように一定の仕事
も今後はあるということです。基本的には法律の施行条例ということで、ご承認いただけ
ますでしょうか。
(異議なしの声)

巻会長 それでは、諮問第134号については、「諮問のとおりで異議なし」との答申とし、
その作成は事務局に一任することにしたいと思いたいと思いますがいかがでしょうか。
(異議なしの声)

巻会長 ありがとうございます。それでは、本件については、そのように決定いたします。

【諮問第135号】東京都台東区情報公開条例の一部改正について

(事務局より概要について説明)

巻会長 本諮問事項につきましては、情報公開制度の円滑な運用のために補正についての明
文化や大量請求に対する対応などが改正内容となっております。何かご質問等ございま
すでしょうか。
(特になし)

巻会長 特にご質問等なければご承認ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声)

巻会長 それでは、諮問第135号については、「諮問のとおりで異議なし」との答申とし、
その作成は事務局に一任することにしたいと思いたいと思いますがいかがでしょうか。
(異議なしの声)

巻会長 ありがとうございます。それでは、本件については、そのように決定いたします。

【報告第95号】令和3年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

【報告第96号】令和3年度個人情報保護制度に係る業務の登録・抹消・変更及び外部委託並びに指定管理者の指定状況について

【報告第97号】電子計算処理に係る個人情報の利用状況について

(事務局より報告)

巻会長 本件につきまして、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

(特に意見なし)

巻会長 それでは、以上3件については、報告のとおり了承いたしたいと思います。

以上で、予定していた議題は、すべて審議を終了いたしました。

その他、何かございますでしょうか。

(特に意見なし)

巻会長 それではこれをもちまして、運営審議会を閉会いたします。

(11時05分頃終了)